

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和4年2月28日（月） 午後6時30分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 議案第5号 宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて
日程第5 議案第6号 令和4年度宇治市教育の重点を策定するについて
日程第6 議案第7号 教職員を任免するについて

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

（教育委員）

教育長職務代理者	加 賀 爪 毅
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子
委 員	左 聡 一 郎

（出席職員職氏名）

部 長	伊 賀 和 彦	副 部 長	上 道 貴 志
学 校 管 理 課 長	吉 田 健 一 郎	生 涯 学 習 課 長	齊 藤 政 也
学 校 教 育 課 長	吉 田 秀 平	教 育 支 援 課 長	金 久 洋
博 物 館 管 理 課 長	家 塚 智 子	中 央 図 書 館 長	安 田 美 樹
教 育 総 務 課 副 課 長	吉 川 貴 之	学 校 管 理 課 副 課 長	佐 藤 勇 宏
生 涯 学 習 課 副 課 長	渡 邊 聖 介	学 校 教 育 課 副 課 長	藤 田 祥 尚
中 央 図 書 館 主 幹	藤 井 健		

（書記職員職氏名）

教育総務課企画庶務係長	北 池 頭 子	教育総務課主任	前 田 圭 祐
-------------	---------	---------	---------

開 会 （午後6時30分）

○**開会宣言** 職務代理者が2月教育委員会臨時会議の開会を宣言する。

本日、岸本教育長欠席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長職務代理者である加賀爪委員が会議を進める旨の連絡があった。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

職務代理者から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、小山委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

職務代理者から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

- (1) 文教福祉常任委員会について（令和4年2月7日）
- (2) 第2次宇治市教育振興基本計画（初案）への意見募集結果及び最終案について
- (3) 宇治市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）（初案）への意見募集結果及び最終案について
- (4) 第2次宇治市図書館事業計画（初案）への意見募集結果及び最終案について
- (5) 宇治市学校施設長寿命化計画の策定について
- (6) 宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

[説 明]

(1) 文教福祉常任委員会について（令和4年2月7日）

①新型コロナウイルス感染症にかかる状況について

(2) 第2次宇治市教育振興基本計画（初案）への意見募集結果及び最終案について

初案については、昨年11月11日開催の第5回教育振興基本計画策定委員会で協議した後に、11月25日から12月24日まで、パブリックコメントを実施し、9人の方から14件の意見があった。意見を3つに分類して、①計画の内容については9件、②取組等の提案については2件、③要望等については3件で、本計画に修正したのが全部で2件である。次に、資料1は第2次宇治市教育振興基本計画（初案）に対して寄せられたご意見等の概要及び市教委の考え方を記載しているものである。左より項目にナンバーを

付しており、意見等の概要、ご意見に対する市教委の考え方、計画への修正の有無である。まず、1「計画の内容」について、1番、第2章教育理念について、Well-beingについて記載されているが、初めて耳にする言葉でもあり、市民に分かりやすい言葉にならないでしょうかという意見があった。市教委の考え方として、最終案を修正する。資料2計画の最終案14ページについて、世界的視野を持ち、一人ひとりの多様な幸せであるとともに、社会全体の幸せでもある Well-being の観点にたって」と修正した。次に、2番に第3章施策1「非認知能力」について、例を挙げて書いてあればわかりやすい。という意見で、資料2計画の最終案19ページに注釈と58ページに用語解説を追加した。計画の修正については以上で、その他の意見として、3番に人間性の涵養は人間性を育てるのほうがわかりやすいという意見があった。市教委の考え方として学習指導要領の考え方にも謳われているので修正なしとしている。4番から8番が、食育の充実に関する項目で、中学校給食の実現に関する事、地産地消に関する事等のご意見をいただいた。この意見に関して、市教委の考え方は、給食センター方式で早期実施に努める。可能な限り地産地消に努めるなどとしている。9番については、公民館活動の充実の項目を作ってくださいの意見である。市教委の考え方は、公民館や生涯学習センターは、学習拠点施設や生涯学習施設に含まれているとしている。次に、2「取組等の提案」について、10番、中学校給食の実施、地産地消の食材で地域との連携ができ繋がり創出、太陽光発電やDIYものづくり体験の取り組みの意見で、市教委の考え方として、今後の教育活動の参考とさせていただきますとしている。11番は、消費者教育の実施についてのご意見で、市教委の考え方として、消費者教育は学校教育全体で進めております。いただいたご意見は関係部署に伝えますとしている。次に、3「要望等」について、12番、新型コロナウイルス感染症対策についてのご意見である。市教委の考え方として貴重なご意見として承りますとしている。13番笠取第二小学校への通学についての意見として、市教委の考え方として学校選択制を採用しておりませんとしている。最後に14番、生涯学習センターの貸館イメージを払拭、図書館は、社会教育を推進する力をもっていただきたい。社会教育と福祉の連携についてのご意見をいただいた。市教委の考え方として、今後の教育活動の参考とするとしている。次に資料2計画について、初案からパブリックコメントで修正した箇所には下線を引き、最終案として添付している。その他の主な修正箇所については、13ページの上から5行目「ふるさと宇治」と記載しているが、初案では「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」としていた。次に、14ページ下から2行目「計画推進の視点」と記載しているが、初案では「基本方針」としていた。次に、18ページ施策5の(1)「コミュニティ・スクールの推進」と記載しているが、初案では「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」としていた。次に、25ページ下(4)①の末尾、「保育の質向上に努めるとともに、引き続き幼稚園のあり方について検討します。」と記載しているが、初案では「保育の質向上に努めます。」としていた。次に37ページの現状と課題の1つ目は、「学校運営協議会制度と地域学校協働活動を一体的に行うコミュニティ・スクール」と記載しているが、初案では、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動の一体的な推進」としていた。38ページ施策5の(1)は、

18ページと同様、「コミュニティ・スクールの推進」と記載しているが、初案では「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」としていた。また、最終案では、22ページをはじめ施策ごとに目標値・指標値を設定している。目標値指標値については、本計画12年間の目標では期間が長すぎ、達成度の焦点が分かりにくくなるため、令和2年度の現状値と、計画の中間年にあたる令和9年度の目標値・指標値を記載している。また、計画の中間年には見直しをはかる。まず、22ページであるが、一番下のICTの定着割合以外の項目については、全国平均と比較して下回っている状況等から目標値指標値は全国平均値としている。ICTの定着割合は効果的に活用するため100%としている。次に、27ページについて、全国平均や府との比較をして目標値指標値を設定している。なお、1つ目の人権意識の定着割合、3つ目の特別な教育的支援が必要とする児童生徒の個別の指導計画作成率は100%としている。次に、31ページについて、一番下の中学校給食の実施以外については、全国平均を下回るため、近づくことを目標としている。なお、中学校給食は全校実施としている。次に、36ページについて、全国平均と比較して上回ることを目指している。下の2つについては、施設の改修工事の進捗率を示している。次に39ページについて、1つ目の地域行事への参加度割合では全国平均をめざしている。地域学校協働活動の取り組み事業数、青少年センターの利用者数、読書をしない児童生徒の割合については、市教委において設定している。次に44ページについて。市教委において現状値から目標値を設定している。次に47ページについて。現状値から目標値を設定している。なお、2月22日開催した第6回宇治市教育振興基本計画策定委員会では、38ページの推進施策と主な取組の(1)コミュニティ・スクールの推進と変更したことにより、分かりやすくすっきりしたというご意見が出た。一方では、各施策の目標値・指標値について、項目によっては、令和9年度であったり、令和7年度であったり、年次が違うことに対して、ご意見があった。これに対しては、目標値の期間を第1期中期計画の計画期間である4年に合わせるように検討を行っている。なお、本計画(最終案)については、現在策定中の宇治市第6次総合計画と整合を図り、3月3日の文教福祉常任委員会報告を経て3月中に策定する。

[質 疑]

[委員] パブリックコメントに対して、教育委員会の考え方をもち、修正する箇所は修正する等、真摯に対応していると感じた。

(3) 宇治市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)(初案)への意見募集結果及び最終案について

本計画についても、先ほどの教育振興基本計画と同時期にパブリックコメントを実施し、9人の方から27件のご意見をいただいたところである。意見等の概要及び宇治市教育委員会の考え方をまとめたものが、資料1で、初案から修正したものについて説明をさせていただく。なお、初案から修正した箇所には、下線を引いている。まず、資料1の2ページ、18番「ユニバーサルデザインの用語の解説が無い。」という意見に対して、資

料2の13ページ3行目に「誰にとっても利用しやすいデザイン」と補足説明を追加している。次に、資料1の19番「宇治市内の公立小・中学校で1人1台配布されたタブレット端末を使って、図書館の電子図書の貸し出し体験を通じて読書習慣を推奨する。」という意見に対して、資料2の36ページ最終行に「学校と連携した電子図書館の活用」を追加し、あわせて36ページ下から9行目に「また、小学3年生以上の市立小中学生に電子図書館利用者IDを付与します。」についても追加している。次に、資料1の20番「仕事などでなかなか本屋に行くことも図書館に足を運ぶことも難しい子育て世代の親向けの取り組みとして、電子図書館の充実などの取り組みもあわせて進めていって欲しいと思います。」という意見に対して、資料2の36ページ下から4行目「電子図書館サービス」の「実施」を「充実」に修正している。また、新たな取組として、39ページの最終行に「視覚障害者専用電子図書館サービスの実施」を追加している。なお、最終案では、成果指標を設定している。成果指標として、1. 読書をしない児童生徒の割合を減少させる2. 読書が嫌いな児童生徒の割合を減少させるを設定し、それぞれ令和2年度の現状値と令和7年度の目標値を記載している。加えて、48ページに、成果指標を達成させるための取組の指標を、設定し記載している。こちらについても、現状値と目標値を記載している。本計画についても、先ほどの教育振興基本計画と同様、3月中に策定する。

[質 疑]

[委 員] 図書館に外国語の絵本は何か国語あるのか。

[事務局] 英語、フランス語、中国語等があったと思うが、6か国語ぐらいはある。

[委 員] タガログ語や韓国語やベトナム語等もあるのか。患者にフィリピン人や中国人やブラジル人等にも読んでもらえる図書も必要である。

[事務局] 今ある外国語の本は、寄贈によるもので、紙の外国語の図書は収集基準にはないため増やす予定は無い。電子書籍については、外国語の図書においている。

(4) 第2次宇治市図書館事業計画（初案）への意見募集結果及び最終案について

最終案については、パブリックコメントを実施し、意見等を踏まえて作成をしたものである。まず、パブリックコメントの実施結果について、意見募集の期間は令和3年11月20日から12月19日までの30日間で、25名の方々から意見があった。提出方法の区分は記載のとおりで、意見の総数は65件となり、「計画内容に関するもの」が41件のうち、ご意見を踏まえ修正したものが4件である。「その他・要望」については24件であった。資料1「意見等の概要及び宇治市教育委員会の考え方」について、意見の内容と、意見に対する教育委員会の考え方、それを踏まえての計画修正の有無を一覧表にしている。なお、同じ趣旨のご意見については集約している。修正したものについては、下線をつけているが、4頁、No.30の、5人とともに成長する図書館の、「コロナの緊急事態宣言のときのように図書館が休館になったときでも予約図書配本サービスを継続してほしい。」という意見に対して、新しい生活様式に対応した図書館運営とするため、資料2のP21(1)事業計画の具体的取組に「災害時等非常時における図書館サービスのあ

り方の検討」を追記した。同じく4頁No.35、公共図書館に関連する法律の紹介も載せてはどうか。参考資料に「図書館の自由に関する宣言」の掲載を望む。とのご意見に対して、資料2の24頁に資料2として図書館に関する法令を掲載することとしている。次に5頁No.40、41で用語についてのご意見をいただいたので、資料2の23頁資料1に用語解説を掲載した。以上がパブリックコメントによる市民の皆様からのご意見による修正箇所である。意見には、計画に反映するに至らないまでも、今後の図書館運営の参考となるご意見が多数あった。一方で、図書館の増設や大規模な改修を伴う要望等もあったが、これらについては本計画自体が図書館のソフト面を中心とした計画であるため、今回の最終案には反映していない。その他、初案からの修正箇所として13頁(4)学校等との連携に小学3年生以上の市立小中学生に電子と図書館利用者IDを付与し、学校と連携して電子図書館の活用を進めますと追加した。また19頁の9行目、これは要配慮者へのサービス充実の具体的取組項目であるが、障害者専用電子図書館サービスの実施を追加している。さらに、22頁に取組みの指標を掲載した。本計画を推進するにあたり、進捗の参考とするために6項目を設定した。第2次計画では、この指標を目標に事業を推進する。その他、語句の修正などを加えて最終案とし、3月3日の文教福祉常任委員会での報告を経て、3月末までに策定する予定としている。

[質 疑] なし

(5) 宇治市学校施設長寿命化計画の策定について

まず、本計画の策定の背景として、国のインフラ施設長寿命化計画を取り上げている。インフラ施設についての基本的な考え方は、必要な改修を行えば、施設を長く使うことが十分可能であるということ、また、短いスパンで作り直すことは、財政的な面でも困難であるため、施設を戦略的に維持管理・更新していく、具体的には、予防改修を含めて周期的に長寿命化改修を行うことで、予算の平準化を図るというものである。学校施設においても、全国的に築年数が経過した施設が多くを占める中で、文部科学省がモデル的な計画を示しており、本市もこれに沿った形で本計画を策定している。次に、本市の学校施設であるが、建築後30年以上を経過しているものが全体の8割を占めている状況である。計画の位置づけは、本計画は、宇治市全体の公共施設の基本的な方針を取りまとめた、「宇治市公共施設等総合管理計画」の学校施設における部分計画、個別計画となる。また、対象期間については、文部科学省のモデルに沿った期間の40年間としている。長期の計画であるため、令和3年度に、本市の第6次総合計画期間の12年間を加えた前半13年間は、具体的な数字を示し、後半の27年間については想定・試算ベースとしている。つぎに、6ページ・7ページについて、本市の人口、児童生徒数について、推移と推計を示している。人口は今後減少傾向にあり、40年後の児童生徒数は、現在の概ね6割程度になるのではないかと予測している。次に、10ページについて、延べ床面積ベースの建設年度別の割合を示しており、20年以上経過したものが90%、30年以上が85%、40年以上が70%を超える状況であり、施設の老朽化が進んでいる現状を示している。次に、

13ページについて、劣化度の調査結果で、棟毎に評価を学校別に並べて表記している。評価基準は、A～Dで、学校の長寿命化の中で、一つの目安となる80年間の使用としても、40年を超えている建物が7割を超えている現状でもあり、Cが数多くを占めており、全体的に改修を入れていく必要があることを示している。14から17ページが調査結果、18から21ページが項目毎の評価まとめている。次に、24ページについて、こちらからは、施設整備の基本的な考え方を示しており、学校施設の目指すべき姿として、①将来にわたって安全・安心な学校 ②児童生徒数に合わせた学校 ③快適な教育環境を備えた学校 ④地域とともにある学校をあげ、それぞれの方向性を示している。また、次のページに施設整備の基本的な考え方として、まず、①に各小中学校施設の長寿命化を掲げ、宇治市の学校施設は、必要な長寿命化改修を行った上で、耐用年数を原則80年として設定する。2つ目に学校規模・配置の適正化、小中一貫校の整備の検討をする。3つ目に、具体的な改築については、安全・安心の確保を第一に、施設の劣化状況、学校規模の適正化、トータルコスト縮減、予算の平準化を総合的に判断し、実施する。26ページについて、国の建物更新の考え方を図示している。2)の長寿命化型では、築年数20年後に予防保全改修、築年数40年後に長寿命化改修、築年数60年後に予防保全改修、築年数80年に改築を実施する考え方となっている。本市においても、これまでから取り組んできた改修に加え、第6次総合計画期間の令和4年度から令和15年度の間に集中的に長寿命化改修を行うものとし、その後築年数に応じて60年目の改修を行った上で、80年の使用を想定している。次に、27ページについて、長寿命化の中で早期に実施すべき項目として、屋上防水・屋根改修・外壁改修等、今後の検討項目として、LED化、空調の更新等を挙げている。次に、29ページに長寿命化工事の具体的な改修項目を挙げており、防水・屋根・外壁の項目、内部外部の建具、電気・機械等設備の項目となっている。実際の工事にあたっては、現況を詳細に確認し、安全・安心に係る項目を必須とし、快適性の向上に係る項目を予算の範囲内で実施していくことと考えている。次に、具体的な計画として、32ページ図の4-1が40年間のイメージである。先ほども述べたが、計画は前半13年間で数値を置いたより具体的な期間、後半27年間で想定期間という形で策定している。学校施設は、原則80年間の使用を続けるものとし、この期間に整備を予定している西小倉地域小中一貫校を除き、第6次総合計画の期間である令和15年度を目途に、13年間で長寿命化改修を実施する。計画前半の当初13年間の事業費見込みがその下の表4-1で、第6次総合計画期間に長寿命化改修費として120億円、西小倉地域小中一貫校の整備費として60億円を見込んでいる。その他、耐震改修、例年ベースとして修繕費・光熱水費を見込み、13年間合計で240億円となっている。なお、西小倉地域小中一貫校の整備には既存の3小学校・1中学校の解体費を見込んでいる。次に、33ページが40年間の年別事業費想定をグラフで示したものであるが、この中では、第6次総合計画期間に長寿命化改修を終えた後、古いものから順次建て替えを想定しており、築80年建て替えを平準化し、具体的には、70～90年の間で建て替えをしていくイメージとなっている。次ページ、34ページについて、本計画では、文部科学省のモデルをベースに、長寿命化をしない34ページの60年改修の従来型シミュレーションと、長寿

命化をした場合の35ページの80年改修の長寿命化型シミュレーションを作成しており、計画期間40年間におけるコスト比較では長寿命化型が有利だが、単純に80年に延ばすのみであれば、20年後に同様に改築が集中してしまうことになる。36ページには本計画で採用する宇治市型の試算も含め、それぞれの経費比較を載せている。37ページには、フォローアップをまとめており、必要な時期に適宜見直していくイメージを掲げている。

[質 疑]

[委 員] 劣化状況の評価について、評価の仕方は理解できるが、20ページの電気整備と機械整備の鑑定結果は経過年数だけで判定結果を出しているのか。

[事務局] 電気設備と機械設備は経過年数で判定しているが、目視で確認できる箇所は目視も判断基準として判定している。

(6) 宇治市教育委員会後援事業について

こども夢の商店街実行委員会主催のこども夢の商店街ほか1件、計2件の事業について後援した。

○日程第4 議案第5号 宇治市立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 本規則は、社会体育の普及と振興等のために、学校の施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の利用に供することを目的とし、体育施設開放事業の団体利用者は、開放校区内に在住する満20歳以上の代表者を有することが利用条件の一つとなっている。令和4年4月1日から成年年齢が18歳になることに伴い、代表者の年齢条件について、満20歳以上を成人に改正を行うものである。併せて、その他字句の整理等所要の改正を行うものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第5 議案第6号 令和4年度宇治市教育の重点を策定するについて

[説 明] 本件は、2月4日開催の定例教育委員会協議会において「案」をお示ししご説明しており、委員の皆様からの貴重なご意見を踏まえ、本日、ご提案をするものである。「宇治市教育の重点」については、本市の各小中学校・園による教育や社会教育の進捗状況を把握し、本市教育の重点事項を示すと

ともに、教育活動の指針とするため策定するものである。令和4年度の重点については、京都府教育委員会において示された「第2期京都府教育振興プラン」及び、現在作成中である「第2次宇治市教育振興基本計画」の基本理念等を踏まえた内容としている。別紙1を案として、本編と資料編を示している。また、別紙2では、それぞれの構成と、意見等を受けて、変更等を行った内容について、示している。別紙2に示すように、前年度からの変更として、本編を6ページからなるリーフレット型、そして、本編を補足する資料編として、冊子型に作成をしており、今後は、資料編をデータ化し、本編に記載する二次元コードからも読み取れるように工夫する。本編の内容について、まず表面中央に「宇治市教育の方針」を記載しており、「第2次宇治市教育振興基本計画」の計画期間を念頭に置いた中長期的方針として、文言を整理している。次に、「学校教育の重点取組事項」「社会教育の重点取組事項」では、特に令和4年度の重点取組事項として、テーマを掲げ、テーマごとに取り組む内容を示すことで、「見える化」を図り、学校等において作成される経営計画にも反映されることを期待した内容・表記となっている。「学校教育の重点取組事項」においては「感染症対策を講じた学校教育の推進」「ICT教育の推進」「コミュニティ・スクールの推進」「小中一貫教育の推進」「子育て支援の取組推進」そして「信頼される教育の創造・取組推進」についてそれぞれ整理しており、「社会教育の重点取組事項」においては、「市民が学び合う生涯学習社会の進展」「家庭・学校・地域の連携協働促進」「歴史と文化の継承・活用」について整理している。裏面については「第2次宇治市教育振興基本計画」第3章「学び教育プラン」に示された7つの施策とめざす姿に向けて取り組む関連事項等を示しており、園学校等における具体的な取組が見えるように構成している。続いて、別紙1の7ページからなる資料編の構成については、令和3年度まで「本編」として構成してきたものをベースに加筆修正しており、本編を補足するものとして、それぞれの取組主旨や考え方等を示している。また、7つの施策との関連性にも配慮しページを配分している。新規ページとしては、14ページの「宇治学」と30ページの「コミュニティ・スクール」を追加しており、今まで「進路指導」としていたところを23ページの「キャリア教育」、「教職員の使命と責任」「教職員研修」を29ページの「教職員の資質能力の向上」と構成し、それぞれの文言を整理している。なお、施策との関連を見やすくするために、それぞれのページには施策名とSDGsアイコンを示している。

- [質 疑] なし
[討 論] なし
[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第6 議案第7号 教職員を任免するについて

職務代理者より、本件は人事の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説明] 本議案は、定期人事異動に伴う府費負担教職員の管理職の任免について、府教育委員会に内申するため、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第2条第1項第1号に基づき提案するものである。

小学校長人事としては、菟道第二小学校長 井上浩、南小倉小学校長 安田哲朗、西大久保小学校長 河野收、平盛小学校長 浦田雅彦、宇治小学校(兼)黄檗中学校長 市橋公也、南部小学校長 三上誠一、木幡小学校長 田中多賀子が定年退職する。菟道第二小学校長の後任として、現山城教育局指導主事 俣野岳を転補する。北槇島小学校長の後任として、現大開小学校教頭 吉田周晃、伊勢田小学校長の後任として、現北小倉小学校教頭 立原隆弥、南小倉小学校長の後任として、現南小倉小学校教頭 手塚ゆかり、西大久保小学校長の後任として、現京都教育大学准教授 西祐子、南部小学校長の後任として、現南部小学校教頭 姫野裕美子、木幡小学校長の後任として、現宇治市教育委員会教育部教育支援センター学校教育課 副課長 藤田祥尚を採用する。なお、平盛小学校長 浦田雅彦は、平盛小学校で、宇治小学校(兼)黄檗中学校長 市橋公也は、宇治小学校(兼)黄檗中学校で再任用とする。

中学校長人事としては、宇治中学校長 田中康、北宇治中学校長 吉田英司、南宇治中学校長 村上善輝、東宇治中学校長 岩場利知が定年退職する。宇治中学校長の後任として、現槇島中学校長 不破真紀、北宇治中学校長の後任として、現北槇島小学校長 山田裕一、槇島中学校長の後任として、現西小倉中学校長 平岡順一、東宇治中学校長の後任として、現伊勢田小学校長 山根徳子を転補する。西小倉中学校長の後任として、現黄檗中学校(兼)宇治小学校副校長 上田智子、南宇治中学校長の後任として、現南宇治中学校教頭 小野由美子を採用する。副校長人事としては、黄檗中学校(兼)宇治小学校副校長の後任として、現東宇治中学校教頭 杉本清彦を昇任転補する。小学校教頭人事としては、神明小学校教頭 上口俊幸が普通退職する。現西小倉小学校教頭 坂上敬宣が形式退職し、宇治市教育委員会総括指導主事として、また、現御蔵山小学校教頭 天花寺裕が形式退職し、宇治市教育委員会総括指導主事として京都府教育委員会から割愛する。神明小学校教頭の後任として、現笠取小学校教頭 中村亘宏、南小倉小学校教頭の後任として、現岡屋小学校教頭 向井毅、大久保小学校教頭の後任として、現木幡小学校教頭 瀬戸俊輔、宇治小学校(兼)黄檗中学校教頭の後任として、現小倉小学校教頭 坂一真、南部小学校教頭の後任として、現西大久保小学校教頭 飯田晴孝、岡屋小学校教頭の後任として、現木幡中学校教頭 加藤洋之、木幡小学校教頭の後任として、現

宇治小学校(兼)黄檗中学校教頭 澤山恵美、御蔵山小学校教頭の後任として、現大久保小学校教頭 葛山雅を転補する。大開小学校教頭の後任として、現相楽東部広域連合立笠置小学校教諭 西村亮を昇任・転任する。菟道第二小学校教頭の後任として、現菟道第二小学校教諭 白井一範、西大久保小学校教頭の後任として、現西大久保小学校教諭 瓜生貴士を昇任する。伊勢田小学校教頭の後任として、現北槇島小学校教諭 大空幸恵、西小倉小学校教頭の後任として、現大久保小学校主幹教諭 奥山紀子、北小倉小学校教頭の後任として現神明小学校教諭 千々岩香織、笠取小学校教頭の後任として、現宇治小学校(兼)黄檗中学校主幹教諭 丸尾章弘を昇任・転補する。小倉小学校教頭の後任として、現宇治市教育委員会教育部教育支援センター教育支援課指導主事 永島律子を採用する。中学校教頭人事としては、現槇島中学校教頭 松野直記が城陽市立南城陽中学校教頭として転任する。槇島中学校教頭の後任として、現菟道第二小学校教頭 石田京美、南宇治中学校教頭の後任として、現西宇治中学校教頭 大川透を転補する。北宇治中学校教頭の後任として、現北宇治中学校主幹教諭 須田雄一、西宇治中学校教頭の後任として、現西宇治中学校教諭 大石充士を昇任する。木幡中学校教頭の後任として、現広野中学校主幹教諭 清水智博を昇任・転補する。

[質 疑]

[委 員] 女性管理職の割合はどうか。

[事務局] 中学校長だけでも5名となっており、ここ数年で人数が増えている。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○閉会宣言 職務代理者が2月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後7時30分)